

I 点検・評価制度の概要

1 実施根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられていることに伴い実施するものである。

2 目的

教育委員会は、首長から独立した合議制の組織であり、生涯学習、地域の学校教育、社会教育、文化等の幅広い教育行政における基本方針を決定し、それに基づいて教育長が事務局を指揮監督し具体の事務を執行するものである。

本報告書は、上記基本方針に基づいて行われた教育行政の執行状況について、点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、地域住民への説明責任を果たすことを目的としている。

3 対象事業の考え方

今回の点検・評価は、平成26年度事業とし、「第4次名護市総合計画後期基本計画」「平成26年名護市教育委員会重点施策」を基本として、教育委員会の所管する各施策の中から重要度の高い事務事業を対象として抽出した。

4 名護市教育行政点検・評価に係る学識経験者懇話会の設置

点検・評価を行うに当たって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図るため、名護市教育行政点検・評価に係る学識経験者懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置した。

なお、懇話会会員の委嘱に当たっては、学校教育、社会教育及び教育行政分野の識見を有する方を以下のとおり選任した。

- 太田 佐栄子氏（沖縄工業高等専門学校准教授）
- 末吉 司氏（NPO法人北部地域ITまちづくり協働機構（HICO）理事長）
- 大城 美樹雄氏（名桜大学准教授）

5 評価方法

対象事務事業ごとに妥当性・有効性・効率性の成果検証を行うこととし、総合評価は、教育委員会による内部評価に加え、懇話会による外部評価を加えることで、評価の客観性を確保した。なお、各項目の評価基準及び総合評価基準については、次のとおりとする。

(1) 各項目の評価基準

ア 妥当性

- ・政策体系との整合性（この事務事業の目的は市及び教育委員会の政策体系に結びつくか。意図することが結果に結びついているか。）
- ・公共関与の妥当性（なぜこの事業を教育委員会が行わなければならないのか。税金を投入して達成する目的はあるのか。）
- ・対象・意図の妥当性（対象を限定・追加すべきか。意図を限定・拡充すべきか。）

イ 有効性

- ・成果の向上余地（成果を向上させる余地はあるか。成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか。）
- ・廃止・休止の成果への影響（事務事業を廃止・休止した場合の影響はあるか。）
- ・類似事業との統廃合・連携の可能性（目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか。類似事業との統廃合ができるか。類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか。）

ウ 効率性

- ・事業費の削減余地（目的の達成に沿わない事業を行っていないか。成果を下げずに事業費を抑える方法はないか（仕様や工法の適正化、住民の協力など）。）
- ・人件費（延べ業務時間）の削減余地（目的の達成に沿わない事業を行っていないか。成果を下げずに正職員以外の職員等に委託でできないか（アウトソーシングなど）。）

(2) 総合評価基準

上記、「妥当性」「有効性」「効率性」を基準として踏まえ、下記の4段階で内部評価・及び外部評価を行う。

総合評価	今後の方向性
A	拡充
B	継続
C	改善
D	廃止または休止